

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「分室長」を「分室長 研究科長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。